

障害福祉サービス 短期入所 利用料金

(令和3年8月1日変更)

1、介護給付費対象サービスの料金

お支払いいただく負担金は、原則として次の利用料の1割の額です。ただし、利用者の収入等に応じて決定された上限額を超えてご負担いただくことはありません。

(1) 基本料金

給付費名称	障害支援 区分	利用料 (1日につき)	利用者負担金
福祉型短期入所サービス費 (I) (短期入所のみ利用の場合)	区分1・2	4,980円	498円
	区分3	5,700円	570円
	区分4	6,340円	634円
	区分5	7,670円	767円
	区分6	9,030円	903円
福祉型短期入所サービス費 (II) (短期入所を利用する日に、他の日中活動サービスを利用する場合)	区分1・2	1,690円	169円
	区分3	2,350円	235円
	区分4	3,110円	311円
	区分5	5,160円	516円
福祉型短期入所サービス費 (III) 障害児 (短期入所のみを利用する場合)	区分1	4,980円	498円
	区分2	6,020円	602円
	区分3	7,670円	767円
福祉型短期入所サービス費 (IV) 障害児 (短期入所を利用する日に、他の日中活動サービスを利用する場合)	区分1	1,690円	169円
	区分2	2,730円	273円
	区分3	5,160円	516円

(2) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記基本料金に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	利用者負担金
短期利用加算	利用開始から30日以内の期間について算定する(1日につき) ※1年間通算して30日を限度とする	300円	30円
常勤看護職員等 配置加算	常勤換算方法で1以上の看護職員を配置している場合(1日につき) (二)定員7人以上12人以下	80円	8円
	(三)定員13人以上17人以下	60円	6円
	(四)定員18人以上	40円	4円
重度障害者支援加算	重度障害者等包括支援の対象者に相当する状態にある方に対してサービスを提供した場合(1日につき)	500円	50円

重度障害者支援加算	重度障害者支援加算が算定されている指定短期入所事業所等において、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、指定短期入所等の提供を行った場合 （更に1日につき）	100円	10円
医療連携体制加算 （Ⅰ）	医療機関等の連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合 （当該看護を受けた利用者に対して、1日につき）（1回の訪問につき8人を限度）	320円	32円
医療連携体制加算 （Ⅱ）	医療機関等の連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合 （当該看護を受けた利用者に対して、1日につき）（1回の訪問につき8人を限度）	630円	63円
医療連携体制加算 （Ⅲ）	医療機関等の連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合 （当該看護を受けた利用者に対して、1日につき）（1回の訪問につき8人を限度）	1,250円	125円
医療連携体制加算 （Ⅳ）	医療機関等の連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が医療的ケアを必要とする利用者に対して4時間未満の看護を行った場合 ※医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅲ）算定の場合には算定しない		
	医療的ケアを必要とする利用者が1人	9,600円	960円
	医療的ケアを必要とする利用者が2人	6,000円	600円
	医療的ケアを必要とする利用者が3人以上8人以下	4,800円	480円

医療連携体制加算 (V)	医療機関等の連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が医療的ケアを必要とする利用者に対して4時間以上の看護を行った場合 ※医療連携体制加算(Ⅲ)算定の場合は算定しない		
	医療的ケアを必要とする利用者が1人	16,000円	1,600円
	医療的ケアを必要とする利用者が2人	9,600円	960円
	医療的ケアを必要とする利用者が3人以上8人以下	8,000円	800円
医療連携体制加算 (VI)	医療機関等の連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が医療的ケアを必要とする利用者に対して8時間以上の看護を行った場合 (当該看護を受けた利用者に対して、1日につき)(1回の訪問につき3人を限度) ※医療連携体制加算(Ⅲ)算定の場合は算定しない		
	医療的ケアを必要とする利用者が1人	20,000円	2,000円
	医療的ケアを必要とする利用者が2人	15,000円	1,500円
	医療的ケアを必要とする利用者が3人	10,000円	1,000円
医療連携体制加算 (VII)	医療機関等の連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合	5,000円	500円
医療連携体制加算 (VIII)	喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場合	1,000円	100円
医療連携体制加算 (IX)	看護師を1名以上確保し、24時間連絡できる体制及び重度化した場合の対応に係る指針を定めて利用者に同意を得た場合	390円	39円
栄養士配置加算 (I)	常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置し、利用者の状況を把握し、適切な食事管理を行っている場合(1日につき)	220円	22円
栄養士配置加算 (II)	管理栄養士又は栄養士を1名以上配置し、利用者の状況を把握し、適切な食事管理を行った場合(1日につき)	120円	12円
利用者負担上限額 管理加算	障害福祉サービスを複数利用し利用者負担額の上限額を管理した場合(1月につき)	1,500円	150円

食事提供体制加算	低所得者に対して食事を提供した場合 (1日につき)	480円	48円
緊急短期入所受入 加算 (I)	居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合 (当該緊急利用者に対して1日につき) ※緊急に利用を開始した日から起算して7日 (利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で14日) を限度とする	(I) 1,800円	(I) 180円
定員超過特例加算	緊急利用者を受け入れ、かつ、運営規程に定める利用定員を上回る利用者に指定短期入所を行った場合 (利用者全員に対して1日につき) ※10日を限度とする ※その間は定員超過利用減算は適用しない	500円	50円
送迎加算	利用者に対して、居宅等と指定短期入所事業所との間の送迎を行った場合 (片道につき) ※同一敷地内の他の事業所等との間の送迎については、所定単位数の70%を算定する	1,860円	186円
地域生活支援拠点等に 係る加算	地域生活支援拠点として位置付けた短期入所事業所において、短期入所を行った場合 (利用を開始した日に加算)	1,000円	100円
福祉・介護職員処遇 改善加算 (I)	厚生労働省が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た場合 (1月につき)	所定単位 (基本料金、加算・ 減算料金含む) × 8.6%	左記額の1割
福祉・介護職員等特 定処遇改善加算 (I)	厚生労働省が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た場合 (1月につき)	所定単位 (基本料金、加算・ 減算料金含む) × 2.1%	左記額の1割

※上記の基本料金、加算料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、基本料金、加算料金も自動的に改訂されます。その場合、事前に新しい基本料金、加算料金を書面でお知らせします。

※新型コロナウイルス感染症の特例措置により、令和3年9月まで基本報酬が0.1%上乘せとなります。

(3) 減算 以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
身体拘束廃止未実施減算	①身体拘束に係る記録をしていない場合 ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催や、会議の結果を従業者に周知していない場合 ③身体拘束等の適正化の指針を整備していない場合 ④身体拘束等の適正化のための研修を実施していない場合	利用者全員について (1日につき) 上記基本料金から50円

(4) 利用者負担の軽減について

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「利用者負担金」は、所得（世帯の収入状況）に応じて下表のとおり月額上限額が設定されており、利用されたサービス量にかかわらず、障害福祉サービス受給者証に記載されている負担額を超えない額となります。

収入等の段階区分	利用者負担上限額
生活保護に属する方	0円
市民税非課税世帯に属する方	0円
市民税所得割16万未満の世帯に属する方	9,300円
市民税所得割16万未満以上の世帯に属する方	37,200円

2、介護給付費対象外サービスの料金

以下については、料金（実費）をいただきます。

(1) 提供した食事の費用

	朝食	昼食	夕食
生活保護、低所得等の方	255円	390円	320円
市町村民税課税世帯の方	255円	690円	500円

(2) 水道光熱費

1日につき	420円
-------	------

(3) その他

上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品等）について、費用の実費をいただきます。